

京 都 大 学 病 理 診 断 受 託 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		附 則	
別表 1 (第 2 条及び第 4 条関係)		この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。 別表 1 (第 2 条及び第 4 条関係)	
病理診断の種類	病理診断料金	病理診断の種類	病理診断料金
<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成 2 4 年厚生労働省告示第 7 6 号)により、同告示別表第 1 医科診療報酬点数表第 2 章第 1 3 部病理診断の区分に規定する点数に 1 0 円を乗じて得た額に <u>1 0 0 分の 1 0 5</u> を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・病理診断料 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成 2 6 年厚生労働省告示第 5 7 号)により、同告示別表第 1 医科診療報酬点数表第 2 章第 1 3 部病理診断の区分に規定する点数に 1 0 円を乗じて得た額に <u>1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. (同 左)</p>
別表 2 (第 2 条及び第 4 条関係)		別表 2 (第 2 条及び第 4 条関係)	
病理診断の種類	病理診断料金	病理診断の種類	病理診断料金
<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・細胞診 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成 2 4 年厚生労働省告示第 7 6 号)により、同告示別表第 1 医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第 2 章第 1 3 部病理診断の区分に規定する点数に 1 0 円を乗じて得た額に <u>1 0 0 分の 1 0 5</u> を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. <u>術中迅速病理組織標本作製のうち、テレパソロジーによる術</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病理組織標本作製 ・電子顕微鏡病理組織標本作製 ・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 ・術中迅速病理組織標本作製 ・術中迅速細胞診 ・細胞診 	<p>1. 各病理診断の料金は、左記の病理診断の種類に応ずる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法(平成 2 6 年厚生労働省告示第 5 7 号)により、同告示別表第 1 医科診療報酬点数表(以下、「医科点数表」という。)第 2 章第 1 3 部病理診断の区分に規定する点数に 1 0 円を乗じて得た額に <u>1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。</p> <p>2. <u>テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び術中</u></p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ H E R 2 遺伝子標本作製 ・ 病理診断料 	<p>中迅速病理組織標本作製については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</p> <p>3. (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ H E R 2 遺伝子標本作製 ・ <u>A L K融合遺伝子標本作製</u> ・ 病理診断料 	<p><u>迅速細胞診</u>については、1件につき、医科点数表に規定する術中迅速病理組織標本作製又は<u>術中迅速細胞診</u>の点数に2分の1を乗じた点数に、同表の病理診断管理加算2の点数に2分の1を乗じた点数を加算して、前項により算定した額とする。</p> <p>3. (同 左)</p>
--	--	---	---